

連絡事項等

- ・ ①加算等変更の届出について
- ・ ②指定更新書類の変更について
- ・ ③障害福祉サービス等情報公開制度（WAMネット）について
- ・ ④障害者支援施設等災害時情報共有システム（WAMネット）について
- ・ ⑤業務管理体制の整備について
- ・ ⑥業務継続計画（BCP）の策定等について
- ・ ⑦要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について
- ・ ⑧原子力災害時避難計画の作成等について
- ・ ⑨事故、事件および不祥事等発生時の報告について



福井県共生社会シンボルマーク

①加算等変更の届出について

○（特例）**昨年度実績を用いる**基本報酬や加算、福祉・介護職員処遇改善加算（特定加算、ベースアップ等支援加算）の計画書について

提出期限…令和5年4月15日（土）必着

提出方法…メール

加算提出用メールアドレス：

syogai-2@pref.fukui.lg.jp

（※5MBを超えると届かないこともあるので、分割ください。）

※通常の加算は前月15日までの提出

※詳細は令和5年3月9日付事務連絡（別紙1）参照

①加算等変更の届出について

○前年度の実績等を基に届け出る基本報酬

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、地域移行支援…**報酬区分の変更がなくても提出必須**

- ・就労継続支援A型については、必ず**スコア表を公表**すること
(様式1 (該当する場合)、様式2-1、2-2)

○**前年度実績を用いる**加算…**変更がある場合は提出必須**

- ・(よくある間違い) 共同生活援助の夜間支援等体制加算の利用者対象利用者数は現に入居している利用者の数ではなく、前年度平均利用者数等※を用いるので、対象人数に変更がある場合は提出必須(小数点第一位は四捨五入)

※平均利用者数の算定方法は要確認

電子申請サービスによる各種申請・届出 受付の開始について

- 指定・更新・廃止届、変更届出、加算届出等について福井県電子申請サービスによる受付開始(4月1日～)
- 手続きURLについては後日県Webページへ掲載

※引き続き従来の届出方法(メール等)も受付
(提出履歴が県サーバーに記録されるため本手続きによる届出を推奨)

減算・返還となった事例について(注意喚起)

特定事業所加算(居宅介護・重度訪問・同行援護・行動援護)

- 「算定要件：介護従業者への健康診断の実施(年に1回)」が新型コロナウイルス感染症対策等により実施がなされないままとなっていた
 - 「医療機関等の要請により実施そのものを延期せざるを得なかった場合を除き、1年を超えて健康診断を実施していない場合は加算の要件を満たさない」(厚生労働省見解)
 - 当該年度から再実施まで十数か月単位での返還となるため注意

就労継続支援A型サービス費

- 毎年提出・公表が義務付けられている「就労継続支援A型事業所におけるスコア表」について、評価点の計算や記述に誤りがあった
 - 提出時(4月)から発覚月まで全期間差額返還
 - 数字の整合性を再確認すると共に、記載内容が実態と乖離していないか注意

②指定更新書類の変更について

○指定更新とは…指定を受けてから6年ごとに更新を受けなければ、期間の経過によってそれらの効力を失う（失効）

→指定更新申請が必要（指定有効期限の1か月前×）

（例）指定有効期限…R6.3.31

→指定更新申請×…**R6.2.29**

○指定更新申請に係る書類については、『令和5年3月1日付障第3765号福井県健康福祉部障がい福祉課通知指定障害福祉サービス事業者等の指定更新にかかる書類の提出について』（別紙2）のとおり変更。

・書類の省略は、必ず、以前提出したかどうかを確認のうえ、内容に変更がない場合のみでお願いします。。

・「指定更新書類の省略について」（様式を変更しました）も併せて提出ください。

③障害福祉サービス等情報公開制度 (WAMネット) について

- 利用者の権利擁護およびサービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、**指定障害福祉サービス等に係る情報公開制度が実施**されています（法76条の3・児童福祉法33条の18）。
- 事業者は、情報公開の対象となるサービス（次スライド参照）について都道府県等※に報告し、報告を受けた情報を、都道府県等は公表することが義務づけられています。

(例)

- 県所管事業所→県に報告
- 福井市（中核市）所管事業所→福井市に報告
- 福井市以外の市町指定の特定相談支援事業所→県に報告



③障害福祉サービス等情報公開制度 (WAMネット) について

情報の公表を行うサービス等の種類

①**指定障害福祉サービス**（共生型障害福祉サービスを含む。）：指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

②**指定地域相談支援**：指定地域移行支援及び指定地域定着支援

③**指定計画相談支援**

④**指定通所支援**（共生型通所支援を含む。）：指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

⑤**指定障害児相談支援**

⑥**指定入所支援**（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）：指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

③障害福祉サービス等情報公開制度 (WAMネット) について

(すでに指定を受けている事業所)

- 毎年度報告開始日… **5月1日**
- 毎年度報告期限… **7月31日**

(新規指定事業所)

- 報告開始日… **指定を受けた日**
- 報告期限日… **指定を受けた日から1か月以内**
- 更新率… 福井県 79.8% (R5.2.10現在)

③障害福祉サービス等情報公開制度 (WAMネット) について

記入要領のダウンロードはこちら

アクション ? (選択してください)

事業所・施設名称	事業所番号	指定機関	サービスの種類	申請年月日	処理状況	営業状況
[Redacted]						<input type="button" value="通常営業"/>

カテゴリ

法人等に関する事項 事業所等に関する事項 従業員に関する事項 サービス内容に関する事項

利用料に関する事項 事業所運営に関する事項 **システムからの連絡先** 承認者へ申請する

システムからの連絡先

! 当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。(回答不能な場合を除く。)

サービスご担当者様名

システムからの連絡用メールアドレス

事業所ごとにこちらの記載を行うように
お願いします。

③障害福祉サービス等情報公開制度 (WAMネット) について

【変更がない場合も報告を！】

- ・ 情報公表制度において求める**毎年度の情報更新（5～7月）**については、
**既に公表されている情報に変更がない場合でも、
「変更がない」旨の報告が必要となります。**
- ・ 各事業者の届出機能において、
ボタン操作一つで届出が完了する「**一括更新**」の機能がありますので、
変更がない場合は、ご活用ください
(変更点がある場合は一括更新ボタンは押さないように気を付けて
ください。差戻し処理が必要です)。

③障害福祉サービス等情報公開制度 (WAMネット) について

- 障害福祉サービス等情報公開制度

※公開内容は障害福祉等サービス等情報検索から確認できます。

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/syogai/>

- 障害福祉サービス等情報公開制度 **ログインページ**

<https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do>

- 障害福祉サービス等情報公表制度 (厚労省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00001.html

- 県ホームページ

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/wamnet.html>

④障害者支援施設等災害時情報共有システム（WAMネット）について

- 令和3年度から、災害発生時に障害福祉サービス等事業所の被災状況を自治体や国と情報共有するためのシステム「障害者支援施設等災害時情報共有システム」の運用を開始
- 障害福祉サービス等事業所においては、下記により緊急連絡先等の登録をしていただき、災害が発生したときには当システムから被災状況の入力をお願いする予定です。
- 基本情報は、「**障害福祉サービス等情報公表システム（WAMネット）**」にて公表されている情報が自動で反映されます。
- [障害者支援施設等災害時情報共有システム（WAMNET）について | 福井県ホームページ \(fukui.lg.jp\)](#)

⑤業務管理体制の整備について

- 全ての指定障害者（児）施設・事業者は、法令遵守等の**業務管理体制の整備に関する届出が必要**です
- 変更等ある場合は、必ず**変更届をご提出**ください。
- 事業所等の所在地によって届出先が分類されます。
（厚生労働省、県、中核市、市町村等）
- 届出については、障害者総合支援法、児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

（参考）県ホームページ「業務管理体制の整備について」

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/syogai-gyomukanri.html>

⑥業務継続計画（BCP）の策定等について

- **BCP** : Business Continuity Plan

- 障害福祉サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供の継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「**業務継続計画**」）を策定し、必要な措置を講じなければならない。
- 事業者は職員に対し、業務改善計画について周知するとともに、**必要な研修および訓練を定期的に実施**しなければならない。
- 事業者は、定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務改善計画の変更を行うものとする。

（令和6年4月1日から義務化、それまでは努力義務）

- 感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する。

1 感染症対策の強化（全サービス）

- 全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務づける。
※ 3年の経過措置期間を設ける

2 業務継続に向けた取組の強化（全サービス）

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。
※ 3年の経過措置期間を設ける

3 地域と連携した災害対応の強化（施設系、通所系、居住系サービス）

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる障害福祉サービス等事業者（施設系、通所系、居住系）において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

⑥業務継続計画（BCP）の策定等について

- ・ 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等
(厚労省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

- ・ 障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修(厚労省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html

- ・ 県ホームページ（まとめたもの）

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/bcp.html>

⑦要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について

- 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設は「避難確保計画の作成及び避難訓練の実施」が義務付け（災害防止法）。
- 避難確保計画の定期的な見直しを！
- 避難訓練は原則として年に1回以上の実施
- 避難計画の変更、訓練の実施後は市町への報告が必要（報告様式等は各市町防災関係のWebページに掲載）

⑦要配慮者利用施設の避難確保計画の作成 及び避難訓練の実施について

作成・見直しに際しての参考資料

- 「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」

<https://www.mlit.go.jp/common/001189351.pdf>

- 「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」

https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho_manual201706.pdf

(出典：国土交通省Webページ)

⑧原子力災害時避難計画の作成等について

- 原子力発電所から半径30km圏内(嶺南地区、丹南地区、鯖江市)に位置する障害者支援施設等には避難計画の策定および避難訓練等の実施について協力をお願いしています。
- 原子力災害時避難計画の作成ガイドライン(様式類を含む)
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/shougaisyasisaku/gensiryokusaigaijihinankeikaku.html>
- 避難者の受け入れ先施設と併せ、計画の策定、見直し状況等について県より改めて調査依頼予定

⑨事故、事件および不祥事等発生時の報告について

- 事故等が発生した場合には、基準省令に定める「事故発生時の対応」を遵守するとともに、県ホームページ掲載の通知等に基づき、適切な報告・対応を行うこと。
- **県HP(事故、事件および不祥事等発生時の報告について)**
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/jikohoukoku.html>
- (報告の範囲)
 - (1) 利用者の怪我または死亡
 - (2) 食中毒または感染症の発生
 - (3) 無断外出により警察に行方不明者届をしたもの
 - (4) 職員（従業員）の法令違反、不祥事等の発生
 - (5) その他、報告が必要と認められる事故の発生

集団指導を
終了します。



- はぴりゅう手話LINEスタンプ発売中！
(共生社会Gが作成) 詳細はこちら↑

お
疲
れ
様

